

玉村町タクシー利用補助券交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、日常生活に必要な交通手段の確保が困難なおそれがある者（以下「交通弱者」という。）の交通手段に対しての支援事業（以下「本事業」という。）を行うため、交通弱者への交通手段を提供する事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、玉村町補助金等に関する規則（平成11年規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「交通弱者」は、玉村町に住民票を有し、第4条第1項に定める申請の日時点で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 満75歳以上である者
- (2) 満65歳以上で、かつ、いずれの有効な運転免許証（ただし、特殊車両に係るものを除く。）の交付を受けていない者

2 この要綱において「事業者」は、一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉限定許可を除く。）として国土交通大臣の事業許可を受けるとともに、玉村町内に本社、営業所又は配車センターを有するタクシー事業者をいう。

(協定)

第3条 本事業の実施に当たり、あらかじめ本町と事業者との間で、玉村町タクシー利用補助券事業実施協定書（様式第1号。以下「協定書」という。）により協定を締結する。

(本事業の実施要領)

第4条 本事業の対象となる者は、交通弱者のうち、玉村町タクシー利用補助券交付申請書（様式第2号）を玉村町へ提出し、玉村町タクシー利用補助券交付決定通知書（様式第3号）及び玉村町タクシー利用補助券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）とする。

2 補助券は、各々について利用期間を設けることとする。

3 利用者は、事業者が運行するタクシー車両（以下「運行車両」という。）への乗車時に、そのドライバー（以下「ドライバー」という。）に補助券を渡すとともに、利用者本人であることを証明するため、健康保険証、運転経歴証明書その他公的な身分証明書

を提示するものとする。

- 4 ドライバーは、利用期間内である場合のみ、補助券を受け取ることができる。
- 5 利用者は、運行車両からの降車時に、その運賃から補助券に記載された金額の合計額（以下「利用額」という。）を控除した額をドライバーへ支払うものとする。ただし、運賃を上回る利用額とすることはできない。
- 6 ドライバーは、補助券の裏面に必要事項を記載するものとする。
- 7 補助券の交付枚数は、予算の範囲内で毎年度町長が定める。

（補助金の請求）

第5条 事業者は、補助金を請求する際は、玉村町タクシー利用補助券事業費補助金請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 利用済みの補助券
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 請求期日は、協定書に記載するとおりとする。

（補助金の支払い）

第6条 町長は、補助金の請求があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、事業者に対し、玉村町タクシー利用補助券事業費補助金交付確定通知書（様式第5号）により通知し、遅滞なく支払うものとする。

（補助金の経理等）

第7条 前条の規定により補助金の交付を受けた事業者は、補助金に関する経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 前項の帳簿及び補助金の経理に関する証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておき、町長が必要と認めた場合に、町長へ提示するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。